

不利益処分に係る処分基準（法令）

番号	法令名及び条項	処分の概要	担当課名
19	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第56条	改善命令等	生活衛生課

- 1 法第56条に基づき、施設の整備改善を命じる場合の審査基準は次のとおり。
営業者がその営業の施設につき法第51条の規定による基準に違反した場合において、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。
- 2 法第56条に基づき、期間を定めて営業の停止を命じる場合の審査基準は次のとおり。
営業者がその営業の施設につき法第51条の規定による基準に違反した場合において、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。
- 3 前記2の処分期間は次のとおり。
改善するために要する相当期間。
- 4 法第56条に基づき、営業の全部若しくは一部の禁止を命じる場合の審査基準は次のとおり。
営業者がその営業の施設につき法第51条の規定による基準に違反した場合において、前記2の期間を定めずに当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。
- 5 法第56条に基づき、第52条第1項の許可を取り消す場合の審査基準は次のとおり。
営業者がその営業の施設につき法第51条の規定による基準に違反した場合において、前記1、2又は4の処分による改善が見込まれず、許可を取り消す必要があると保健所長が認めること。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。